

平成26年第1回臨時会

青森地域広域事務組合議会 会 議 録

青森地域広域事務組合議会

平成26年第1回臨時会

青森地域広域事務組合議会会議録

平成26年12月25日（木曜日）

○議事日程第1号

平成26年12月25日（木曜日）午後2時開議

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第1 | 諸般の報告 | |
| 第2 | 仮議席の指定 | |
| 第3 | 議長の選挙 | |
| 第4 | 議席の指定 | |
| 第5 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第6 | 会期の決定 | |
| 第7 | 議会運営委員の選任 | |
| 第8 | 議案第5号 | 平成26年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算(第2号) |
| 第9 | 議案第6号 | 青森地域広域事務組合の事務所の位置を定める条例の制定について |
| 第10 | 議案第7号 | 青森地域広域事務組合賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金支給条例の制定について |
| 第11 | 議案第8号 | 青森地域広域事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の制定について |
| 第12 | 議案第9号 | 青森地域広域事務組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について |
| 第13 | 議案第10号 | 青森地域広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について |
| 第14 | 議案第11号 | 青森地域広域事務組合火災予防条例の制定について |
| 第15 | 議案第12号 | 青森地域広域事務組合に青森地域広域消防事務組合を統合することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 第16 | 議案第13号 | 青森地域広域ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第17 | 議案第14号 | 青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第18 | 議員提出議案第1号 | 青森地域広域事務組合議会運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第19 | 議員提出議案第2号 | 青森地域広域事務組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について |

第20 報告第2号

専決処分の報告について（青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（13名）

1番	木村良一	議員	9番	福士直治	議員
2番	七尾潔	議員	11番	山本武朝	議員
3番	山脇智	議員	12番	村川みどり	議員
4番	館山善也	議員	14番	山館清剛	議員
6番	安藤英博	議員	15番	斎藤憲雄	議員
7番	奈良岡隆	議員	17番	渋谷勲	議員
8番	工藤健	議員			

○欠席議員（4名）

5番	鈴木進	議員	10番	中島邦彦	議員
13番	青木倉元	議員	16番	花田明仁	議員

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	鹿内博君	広域振興室長	石田祥久君
副管理者	森内勇君	参与	佐々木淳君 (青森市市民政策部政策推進課長)
副管理者	阿部義治君	参与	畑井伸一君 (平内町総務課長)
副管理者	久慈修一君	参与	宮本一男君 (外ヶ浜町総務課参事)
監査委員	山形博君	参与	太田平次君 (今別町総務課参事)
事務局長	相馬政人君	参与	坂本亮君 (蓬田村総務課長)
理事	工藤清泰君	監査委員書記	堀内隆博君
会計管理者	中川覚君	あおひらクリーンセンター長	對馬文廣君
会計課長	石岡尊広君	清掃管理課長	兼平一成君

○事務局出席職員氏名

書記長	小倉隆
書記	山口裕子
書記	工藤晴久

午後2時開会・開議

○副議長（木村良一君） 副議長の木村でございます。

現在、議長が欠けておりますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第106条の規定により、私が議長の職務を行います。

それでは、ただいまから、平成26年第1回青森地域広域事務組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第1号」により会議を進めます。

日程第1 諸般の報告

○副議長（木村良一君） 日程第1「諸般の報告」を行います。

去る11月25日付をもちまして、青森市議会から選出されておりました9名の議員が任期満了となりました。

その後任議員として、青森市議会から、山脇智議員、舘山善也議員、奈良岡隆議員、工藤健議員、山本武朝議員、村川みどり議員、斎藤憲雄議員、花田明仁議員、渋谷勲議員の以上9名が、去る11月28日付で組合規約第6条第2項の規定に基づき選出された旨、報告がありました。

日程第2 仮議席の指定

○副議長（木村良一君） 日程第2「仮議席の指定」を行います。

ただいま御紹介いたしました新議員の仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第3 議長の選挙

○副議長（木村良一君） 日程第3これより「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木村良一君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木村良一君） 御異議なしと認め、議長には、渋谷勲議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました渋谷勲議員を議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木村良一君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました渋谷勲議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました渋谷勲議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

ただいま議長に当選されました渋谷勲議員に就任のごあいさつをお願いいたします。演台へお進み願います。

〔議長渋谷勲君登壇〕

○議長（渋谷勲君） 皆さんこんにちは。ただいま議長ということで御指名をいただきました渋谷でございます。

この組合議会をスムーズにそしてスピーディーに、議員各位はもとより、管理者を初め、理事者の方々の絶大なる御支援をよろしくお願いしたいと思います。就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（木村良一君） 渋谷議長、議長席にお着き願います。

日程第4 議席の指定

○議長（渋谷勲君） それでは、早速ではございますけれども、議事進行に入らせてもらいます。

日程第4「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（渋谷勲君） 日程第5「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、2番七尾潔議員及び3番山脇智議員の2名を指名いたします。

日程第6 会期の決定

○議長（渋谷勲君） 日程第6「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第7 議会運営委員の選任

○議長（渋谷勲君） 日程第7「議会運営委員の選任」を行います。

本件については、先ほど報告いたしましたとおり、青森市議会選出議員の任期満了に伴い、議会運営委員に欠員が生じたことから、新たに選任しようとするものであります。

また、平内町議会及び今別町議会選出議員の議会運営委員の任期満了に伴い、その後任として現委員をそれぞれ再任しようとするものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議会運営委員の選任」については、委員会条例第3条の規

定により、お手元に配付の名簿のとおり、指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

ただいま委員に選任されました諸君は、委員長及び副委員長を互選して議長に報告願います。なお、組織会は、本会議休憩中、第2委員会室にて行います。

この際、暫時休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時20分開議

○議長（渋谷勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、私から報告いたします。

休憩中に開催されました議会運営委員会の組織会において、委員長に11番山本武朝議員、副委員長に10番中島邦彦議員がそれぞれ互選されましたので、報告いたします。

-
- 日程第8 議案第5号 平成26年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第6号 青森地域広域事務組合の事務所の位置を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第7号 青森地域広域事務組合賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金支給条例の制定について
- 日程第11 議案第8号 青森地域広域事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第9号 青森地域広域事務組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 青森地域広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 青森地域広域事務組合火災予防条例の制定について
- 日程第15 議案第12号 青森地域広域事務組合に青森地域広域消防事務組合を統合することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第13号 青森地域広域ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第14号 青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渋谷勲君） 日程第8議案第5号「平成26年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算」から日程第17議案第14号「青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について」までの計10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者鹿内青森市長。

〔管理者鹿内博君登壇〕

○管理者（鹿内博君） ただいま、新議長に渋谷勲議員が就任され、お祝い申し上げます。今後、私ども執行機関に対して、御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、平成26年第1回青森地域広域事務組合議会臨時会の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます前に、当組合と青森地域広域消防事務組合との統合について、一言申し述べたいと存じます。

本年9月に構成市町村の議会において、両組合の統合に伴う規約の改正等の御議決をいただき、去る11月13日に青森県知事から認可をいただいたところであります。これにより、来る平成27年4月1日からは、青森地域広域消防事務組合で行ってきたすべての業務を当組合で引き継ぐこととなります。

本臨時会に上程いたしました議案等を初め、両組合の統合に向けた各種案件に関して御審議をいただくこととなりますので、これまで以上の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上申し述べ、各議案の概要を御説明申し上げます。

まず、議案第5号平成26年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算について御説明申し上げます。

歳出の主な内容についてであります。総務費のうち、総務管理費につきましては、広域振興室総務管理チームの事務所の消防合同庁舎への移転に係る費用といたしまして通信運搬費として8万余円、委託料として144万余円を増額するほか、人件費に係る経費として63万余円を減額するものであります。

次に、民生費のうち、社会福祉費につきましては、介護保険法の改正に伴う介護認定審査会ネットワークシステムの改修に係る委託料として339万余円、人件費に係る所要の経費として118万余円を増額するものであります。

次に、青平地区清掃費につきましては、あおひらクリーンセンターの人件費に係る経費として468万を減額するものであります。

また、予備費につきましては、補正に係る財源の調整として1万余円を増額するものであります。

以上が今回の補正予算の主な内容であります。

続きまして、条例案につきまして御説明申し上げます。

議案第6号青森地域広域事務組合の事務所の位置を定める条例の制定につきましては、このたびの統合に向けて、当組合の事務所の位置を現在の消防合同庁舎の位置へ定めるために、新たに制定しようとするものであります。

議案7号青森地域広域事務組合賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金支給条例の制定につきましては、統合に伴い、消防業務の職員も含めた全組合職員を対象とするために新たに制定しようとするものであります。

議案第8号青森地域広域事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の制定について、議案第9号青森地域広域事務組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、議案第10号青森地域広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について及び議案第11号青森地域広域事務組合火災予防条例の制定についての計4件につきましては、平成27年4月に共同処理する事務として当組合に消防業務が追加されることに伴い、現在の青森地域広域消

防事務組合で制定しておりました消防業務に必要な条例を語句の改正を行い、当組合にて新たにそれぞれ制定しようとするものであります。

議案第12号青森地域広域事務組合に青森地域広域消防事務組合を統合することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましても、消防業務が追加されることに伴い、当組合で制定しておりました条例につきまして、語句の改正を行うために制定しようとするものであります。

議案第13号青森地域広域ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成27年9月に各市町村議会にて可決されました規約の改正内容において、基金の目的を広域行政圏計画に係る広域観光振興のみならず、人的交流や地域振興を目的とした取り組みについて用いることと変更したことに伴い、基金名称と目的について、所要の改正をしようとするものであります。

議案第14号青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例につきましては、当組合において準用する青森市職員の給与に関する条例及び青森市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

以上をもちまして、上程いたしました議案の概要を御説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴い、私及び担当者からそれぞれ御説明いたしますので、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（**洪谷勲君**） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番村川みどり議員。

〔議員村川みどり君登壇〕

○12番（**村川みどり君**） 日本共産党の村川みどりです。議案第5号「平成26年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算(第2号)」について質問します。

民生費社会福祉費介護認定審査会費のうち、介護認定システム改修費として339万7000円が計上されています。そこで質問します。

介護保険法改正による介護認定審査会システム改修について、その概要について示してください。

○議長（**洪谷勲君**） 答弁を求めます。相馬事務局長。

〔事務局長相馬政人君登壇〕

○事務局長（**相馬政人君**） 介護認定審査会システムの改修の概要についてお答えいたします。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる「医療介護総合確保推進法」が本年6月に成立し、これに伴い介護保険法の一部改正がされました。

この介護保険法の一部改正の主な内容といたしましては、要支援1・2の方を対象者とする予防給付である訪問介護及び通所介護について、平成27年度から同29年度までの間に、保険者である各市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業に段階的に移行するというものであります。

当該改正により、構成市町村で実施する介護認定の一次判定における要支援1・2の対象者と、要介護1から5の対象者に対する訪問介護及び通所介護のサービス利用状況を、介護認定

審査会で行う二次判定の審査資料に新たに記載する必要が生ずるものであります。

そのため、構成市町村から送付されるこれらのデータ、資料を介護認定審査会で利用している介護保険システムで処理するため、当該システムの所要の改修をしようとするものでございます。

○議長（渋谷勲君） 村川議員。

○12番（村川みどり君） 介護保険法で改正された要支援1・2の訪問介護、通所介護、いわゆる新総合事業についてのシステム改修だという答弁でした。

そこで、介護認定審査会に関わる点について、幾つか質問をしていきたいと思っております。

一昨年、青森市内の人は御存じだと思うんですけども、青森市の介護認定が、介護保険法で定められている30日以内を超えて認定されているということが日常化し、多くの市民の皆さん、介護が必要な方々、そしてその御家族、そして介護関係施設の事業所の皆さんに多くの御不便と御心配をかけたことは、多くの市民の皆さんも、そして議員の皆さんも御存じだと思います。

その問題の一つであったのが、市と審査会の連携不足ということがありました。

この間の市と審査会との連携の取り組み、それからどのような連携強化をしてきたのか、お尋ねいたします。

もう一点、現在認定している認定調査、30日以内で決定している認定率とその認定率に対する認識について示してください。

それから、青森市の認定審査会が出る結果について、多くの介護事業者の方から、特に認知症に関わる認定の判定結果が低く出る傾向があるという声が寄せられています。

他都市と比較するっていうことは、なかなか、その審査会での結果を比較するという事は、とても難しく、一概に断定するという事は難しいんですけども、私は青森市でも審査会が認定したことと、それから、他都市での認定の結果を比較検討する必要があるんじゃないかというふうに思っています。その辺の認識についてもお尋ねいたします。

最後に、もう一つ認定の遅れの要因の一つは、医師の意見書の提出の遅れがあります。審査会での医師の意見書の様式の見直しを行ってきているところもあります。

例えば、末期がんという形で医師が意見書に書けば、自動的に介護度3というふうになるような仕組みをつくって、末期の患者さんが自宅で、介護がすぐ受けられるようなシステムを作ったりしている自治体もあります。やはり、できるだけ早く介護を使えるような仕組みづくりは、審査会としても私は必要だと思っています。

それから、私たちの側でも、医師に対して意見書遅い遅いって言うだけではなくて、やはり、医師が書きやすい意見書に工夫していくということも、私は必要だと思っていますけれども、その辺の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（渋谷勲君） ただいま発言の申し出がありますので、これを許可します。管理者青森市長。

〔管理者鹿内博君登壇〕

○管理者（鹿内博君） 大変申し訳ございません。発言の訂正をさせていただきます。

先ほど、議案第13号の提案理由の説明の中で、平成27年9月に各市町村議会にて可決されま

した規約と申し上げましたが、正しくは、27年ではなくて26年9月でございますので、謹んでお詫び申し上げ訂正いたします。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。相馬事務局長。

〔事務局長相馬政人君登壇〕

○事務局長（相馬政人君） それでは、再度の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の連携の強化についてでございますけれども、村川議員御紹介のとおり、昨年度大変遅くなったということもありまして、当審査会の方を担っている広域事務組合としても、そのことについては、一生懸命なんとかしようということで、11月から1回当たりの審査件数をふやしたりというようなことをしてまいりまして、青森市の高齢介護保険課とその辺についても連絡を密にして、なるべく遅れないようにというようなことで努めてまいりました。

そして、2つ目の御質問が、30日以内の認定率ということと、それに対する認識を示せということでございますけれども、当組合といたしましては、二次判定の依頼が来てからお返しをするまでについては承知しておりますけれども、その後、青森市の高齢介護保険課でどういふふうな形でお返ししていて、それが30日以内になっているかどうかというところまでは、大変申しわけございませんけれども把握しておりませんので、ちなみに平成26年度で、当組合でいわゆる30日といわれる中で、一次判定、二次判定のそれぞれの役割分担として、目標としてそれぞれ15日以内でそれを完遂しようということで協議をしてまいりました。

そのことを含めて申し上げますと、広域事務組合の認定審査会のほうに依頼があってから、15日以内にお返ししているのが、全体の94.41%となっております。そのほか、これを超えるものにつきましても、16日目、17日目というふうなあたりで、ほぼ判定の結果をお返ししているところでありまして、昨年度のいわゆる問題となった遅れということについての解消が図られてきているものと考えております。

それと、3点目の御質問が、認知症の罹患者の方の判定が低い状況にあるというふうなお尋ねでございましたけれども、大変申しわけございません、この辺につきましても、他都市等の状況を承知しておりませんので、今後、これについて、その状況については確認してみたいと思います。

4点目の、医師の意見書の見直しをするべきではないか、その医師の意見書の提出が遅れるのは、様式の見直しを含めてもっと書きやすいものにすることが、結果として、向上するのではないかということでございますけれども、この医師の意見書の見直しのところにつきましても、大変残念でございますけれども、一次判定の側で考慮すべき点と考えておりますので、この御質問があったことにつきましても、高齢介護保険課のほうにお伝えをして、このような意見がありますしということで、当方としても後々確認をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渋谷勲君） 村川議員。

○12番（村川みどり君） 介護認定の遅れのことについて、連絡を密にしてきたというお話でしたけれども、2番目の質問の30日以内に決定しているのは、把握していないということでした。

私は、そこまで審査会としてもやはり認識して、知っておく必要があるのではないかと思います。

ております。

10月末現在で、30日以内に決定しているのは、56.9%です。

30日以内にすべて決定しなければならないと介護保険法で定められているのに、実際は56.9%までというような状況です。

ただ、実際には31日から40日の間でいくと、だいたい九十何%まではいくんですけれども、やはり、そここのところを、できるだけ30日以内に決定するんだということで、青森市とも、そして審査会とも、やはりもっと連携して、その件を強めていただきたいと思います。

それから認知症の件ですけれども、認知症を判定しているケアマネとかあるいは介護関係の方から聞くと、青森市は認知症の介護度がとても低く出ると、他都市と比べても低過ぎるっていう声がよく寄せられています。

初めて聞いたという話なので、ぜひその辺も調査して、検討していただきたいと思います。

最後に、意見書の話なんですけれども、一次判定の側のことだと言うんですけれども、医者が例えば意見書を見直すんじゃないくて、医者が意見書にこの人は余命1カ月だというふうに書けば、自動的に介護度3というふうにして、八戸市なんかはそういうふうにしてるんですけれども、そのことによって、早く介護度が決めることができるというのは、審査会の側での決定ではないかというふうに思いますので、その辺は、青森市の介護保険課と、それから審査会がよく連携して、そういう仕組みできないのか、できるだけ早く介護が使えるような体制を整えていただきたいと思います。

これで最後ですけれども、この議案第5号補正予算は、先ほど答弁でもありましたように、医療介護総合確保推進法を先取りした形で、介護度要支援1・2の方々の介護の給付を外して、そして、新総合事業へ流し込んで、これまでの専門的サービスから、ボランティアなどの安上がりなサービスに後退させるということ为先取りした形のものです。

日本共産党は、この補正予算には賛成できないということを表明して、質疑を終わります。

ありがとうございました。

○議長（渋谷勲君） これにて質疑を終結いたします。

討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

議案第5号「平成26年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算」から議案第14号「青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について」までの計10件について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 12番村川みどり議員、何号に御異議がありますか。

○12番（村川みどり君） 議案第5号に異議があります。

○議長（渋谷勲君） 議案第5号について御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第5号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渋谷勲君） 起立多数であります。よって、本案は可決されました。

次に、ただいま決定されました議案を除く各議案については、原案のとおり決することに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま決定されました議案を除く各議案については、原案のとおり決しました。

**日程第18 議員提出議案第1号 青森地域広域事務組合議会運営委員会条例の一部を改正する
条例の制定について**

○議長（渋谷勲君） 日程第18議員提出議案第1号「青森地域広域事務組合議会運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 質疑ないものと認めます。

討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

議員提出議案第1号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第19 議員提出議案第2号 青森地域広域事務組合議会会議規則の一部を改正する規則の
制定について**

○議長（渋谷勲君） 日程第19議員提出議案第2号「青森地域広域事務組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 質疑ないものと認めます。

討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

議員提出議案第2号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 報告第2号 専決処分の報告について（青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について）

○議長（渋谷勲君） 日程第20報告第2号「専決処分の報告について」は、あらかじめ配付いたしております報告書のとおり報告がありました。

○議長（渋谷勲君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

閉会

○議長（渋谷勲君） これにて、平成26年第1回青森地域広域事務組合議会臨時会を閉会いたします。

午後2時46分閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

青森地域広域事務組合議会

議 長 渋 谷 勲

副議長 木 村 良 一

議 員 七 尾 潔

議 員 山 脇 智